

## 法人県民税超過課税について

令和 2 年 1 1 月 1 6 日  
奈良県税制調査会

法人県民税の超過課税は、法人県民税の法人税割に対し、地方税法の定める標準税率を超えた税率によって課税されている。当該超過課税は、昭和 51 年度の導入から 45 年が経過した。導入にあたっては、当初「社会福祉施設の整備」を、平成 3 年度からは、「社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備」を図ることを目的としている。また、課税期間としては、「令和 3 年 3 月 31 日までに終了する各事業年度分の法人税割」とされている。

そのため、本年度末において、課税期間の期限が到来することとなり、令和 3 年度以降の本税制度について、奈良県より意見を求められたため、検討を行い、県に対し提言を行うものである。

### <超過課税の評価について>

この超過課税は、創設当初から社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に実施されてきたが、これまで県内では多くの関係施設整備が行われてきており、最近の 5 年間では、藤の木学園の整備等の障害福祉、児童福祉及び老人福祉の各福祉施設並びに奈良県立医科大学付属病院の医療施設整備に充てられるなど、一定の役割を果たしていると認められる。

今後も奈良県総合医療センターの整備をはじめ多くの関係施設整備の計画がされていることから、当該超過課税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

なお、令和 3 年度以降も引き続き以下のような検討が必要である。

※ この超過課税制度の目的は、社会福祉の増進及び医療の向上を図る施設の整備であり、負担する法人が享受する利益について検証することが必要である。

従来、この超過課税は、企業が住民にとってのセーフティネットとしての機能を果たしており、医療や福祉関係の施設の充実が働く人やその家族の安全性の確保等につながる、といった企業に対する福利厚生を中心とした意義が強調されてきた。しかしながら、奈良県が今後も医療、福祉について充実を図っていくのであれば、応益原則に基づき直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く負担を求めていくべきという視点にたった考えにも留意する必要がある。現状を鑑みると個人県民税は森林環境税として均等割の超過課税を行っていることに加え、消費税の税率引き上げによる税負担の増加もあり、また、社会福祉の便益を受ける住民の担税力が応益原則になじむか等、検討内容については慎重に見定める必要があると考える。

また、今後の税制改正の動向にも注視しつつ、この超過課税制度のあり方の検討についても、引き続き課題として提起しておく。

### <超過課税の課税対象について>

当該超過課税制度では、奈良県では、資本金等が 1 億円または法人税額 1 千万円超の法人を対象としている。前述のように、直接的な利益を享受する奈良県民に対して広く

負担を求めていくべきとの観点から、対象条件を引き下げて税率を低くするという考えはある。他方、一定の基準に満たない中小企業を課税対象から外しているものの、企業の規模から見ると課税の対象となっている企業には資本金が10億円未満の企業も多く含まれており、相当程度広く課税されていること、また、34の都道府県が奈良県と同じ基準であることなどを考慮して、現時点では課税対象は現行のまま据え置くことが適当と考えられる。

#### <超過課税の税率について>

奈良県では、当該超過課税対象法人に対する税率を、標準税率に0.8%上乗せして課税している。

税収はこの5年では年間約4億2,000万円前後で推移しており増加傾向となっていたが、昨今の新型コロナウイルス感染症にかかる経済情勢の影響等から、今後の税収は減少傾向になると想定される。併せて対象事業についても、社会情勢を見極めつつ検討する必要があると考えられる。

しかし、保育施設の充実など県内の法人活動の活発化にも資する事業に対する社会的な要請があること、また、全国的には44道県が同じ超過税率(0.8%)を採用していることから、税率も現行のまま据え置くことが適当である。

奈良県と全く同じ適用条件(超過税率0.8%、資本金1億円又は法人税額1千万円超)であるのは、33道府県となっており、奈良県と同様の実施目的(社会福祉等)についても、27都道府県となっている。

#### <超過課税の使途事業について>

当該超過課税の使途事業費は、社会福祉施設の整備や医療の向上を図る施設の整備を図ることを目的に事業実施されており、先述のようにこれまで県内では多くの関係施設整備が行われていることから、一定の役割を果たしているといえる。

ただ、昨今の経済状況を鑑みると、評価のところで述べたように、法人の利益に担税力を見出し超過課税を行うのであれば、負担している法人に対しての合理的な説明が必要である。そのため、使途事業として、法人において勤務する労働者にとり、より暮らしやすい環境を整えるという観点に立脚し、それらの環境づくりに資する、労働者の医療・子育て等福祉面での環境に対する不安を解消させる社会福祉施設等の充実を検討することが適当である。

※ 事業用途については、県民税の超過課税という性質に基づき、広く県民に還元することを目的とすることが望ましい。当調査会の議論の中で、産業振興等他の用途として検討する意見もあったが、当税の趣旨に沿ったものかについても継続して検討されたい。

#### <超過課税の見直し規定について>

事業の成果を定量的に把握するためにも、引き続き課税期間は5年間とし、5年後には再び検討を行い、必要な措置を講ずることが適当であるが、当調査会で議論されたように、税率や使途事業については、課税期間途中であっても妥当性や有効性を評価し、その上で見直し等ができるような仕組みについても併せて検討することが適当である。